

まくべつ

第66号

令和7年9月発行

農業委員会だより



途別小学校、最後の田植え作業の様子

紙面あんない

小麦の刈取激励訪問	2 P
農地パトロール月間	3 P
相続に関する手続き	4 P
健康保険証情報	4 P
所得税額の計算方法	5 P
アライグマを見かけたら	6 P
グリーンパートナー対策事業	7 P
農業者年金情報	8 P

編集・発行 幕別町農業委員会

住所 中川郡幕別町本町130番地 1
電話 0155-54-6625
FAX 0155-54-5564
忠類支局 01558-8-2111
E-mail: nogyoinkai@town.makubetsu.lg.jp
HP: <https://www.town.makubetsu.lg.jp/>
⇒「農業委員会」

小麦の刈取激励訪問

今年は、2月上旬に観測史上1位の大雪が、また、4月下旬にも降雪が記録されました。さらに、雨不足に加え、6月中旬から7月下旬までは真夏日が多数あり、7月だけでも猛暑日を5日記録（糠内観測値）するなど、天候による小麦収穫への悪影響が非常に心配されたところです。

結果は、全体として生育速度が非常に速くなり、札内地区では7月12日から収穫作業が始まりました。（十勝管内最速は7月10日から収穫スタート）

また、生育状況は、平年に比べ、幕別地区で7日、忠類地区で11日早い状況でありました。

例年、幕別町、幕別町議会とともに、幕別町農業委員会で小麦収穫作業の現場訪問を実施しております。

今年は、7月21日（祝）に、飯田町長、寺林議長、中村会長で、幕別・札内・忠類の合計6圃場を激励訪問いたしました。



毎年8月は、農地パトロール月間

農業委員会の重点事業の一つは、「遊休農地発生の未然防止」の取り組みです。

日頃から、各地域の農地利用状況、実態把握、違反転用の確認等を目的に、パトロールを実施しております。

特に、8月はパトロールの強化月間ということで、8月18日から20日にかけて、町内全4地区のパトロールを実施しました。



農地所有適格法人報告書

農地所有適格法人とは、農地法で定められている要件を満たしていることにより、農地を買ったり借りたりすることが出来る法人のことです。
この農地所有適格法人は、年に1度、「法人報告書」を提出しなければなりません。

◆提出書類

①法人報告書

②損益計算書などの収支が確認できる書類

◆提出期限

事業年度終了後、3ヶ月以内

◆提出先

農業委員会事務局、又は
農業委員会忠類支局

農地を「相続」・・・次の2つの手続きを！

相続や遺贈により農地を取得した場合、次の手続きが必要となりますので、忘れずに申請・届出しましょう。

① 相続（所有権移転）登記

申請先 → 法務局

- 相続の開始、または所有権の移転を知ったときから3年以内に登記を行う必要があります。

② 農地法の規定に基づく（相続の）届出

届出先 → 農業委員会

- ①の登記が完了した後、相続した農地が存在する農業委員会（複数の自治体がある場合は、その全て）へ届け出ます。

相続登記は、
「義務化」になりました。

STOP!
ヤミ小作

農地法や農業経営基盤強化促進法によらず、長期間、農地を貸したり、借りたりしていませんか？

もし、それらの関係する法律の許可等がないにもかかわらず、貸し手と借り手のお互いの承諾のみで耕作していると、無許可の農地の貸借、いわゆる「ヤミ小作」の状態となります。

ヤミ小作は法令違反ですので、罰則を受ける可能性に加え、各種法令の保護を受けられない、補助事業等を活用できない、トラブル時に救済を受けられない、などのデメリットが考えられますので、今一度、貸借している農地が許可等を受けているか確認しましょう！

～ 健康保険証は更新されません ～

健康保険証が、①国民健康保険で、マイナ保険証をお持ちでない方は、お手元の健康保険証の有効期限を迎える前に、役場から「資格確認書」が届きます。

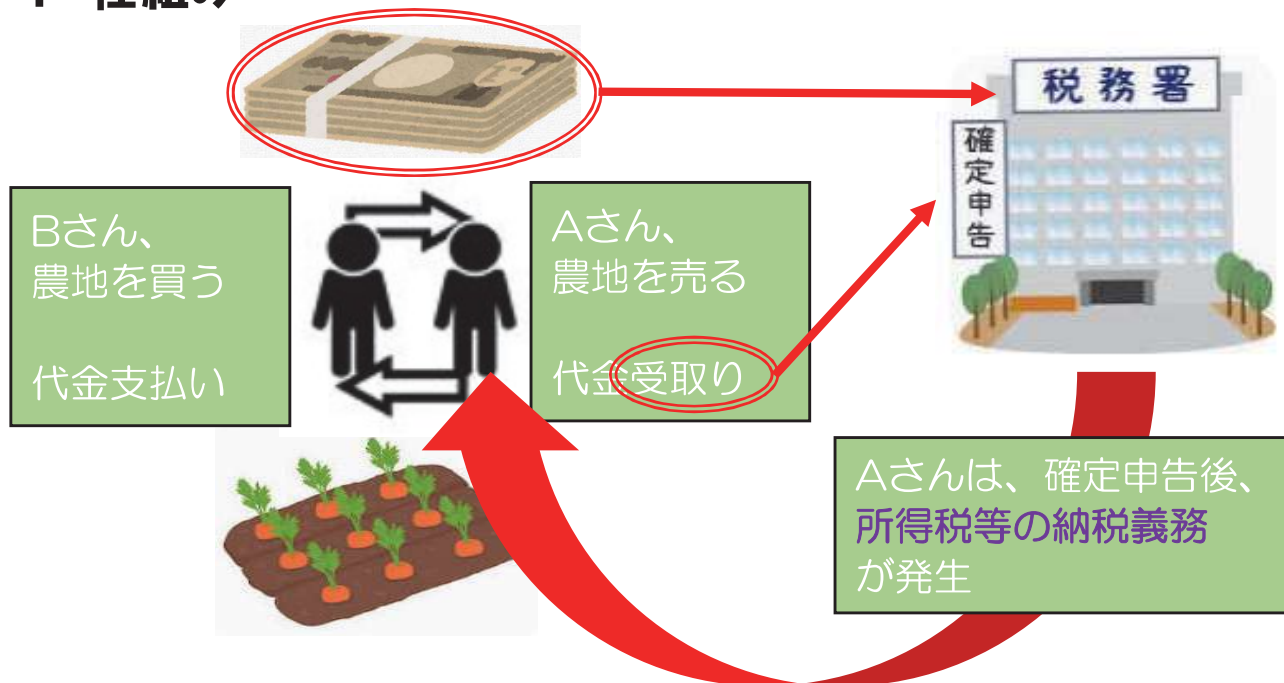
また、健康保険証が、②後期高齢者医療の方は、マイナ保険証の利用の有無に関らず、「資格確認書」が届きます。

（①、②ともに、申請等の手続きは、不要です。）

この「資格確認書」は、従前どおり、医療機関で使うことができます。

所得税等の税額の計算方法って？

1 仕組み



2 計算方法

- ①譲渡所得金額 × ②税率20% = ③税額
- ※① = ④収入金額 - (⑤取得費 + ⑥譲渡費用)
- ※② … 所得税+町道民税の税率を20%と仮定

(例1) 特別控除適用なし

- 土地を④2,000万円で売却した
- 売却した土地を20年前に⑤1,000万円で購入取得した
- 売買の仲介手数料に⑥100万円かった
- 譲渡所得金額は、
 $2,000\text{万円} - (1,000\text{万円} + 100\text{万円}) = \textcircled{1}900\text{万円}$
- 900万円に税率20%を乗じた、 $\textcircled{2}180\text{万円}$ が税額。

(例2) 農地売買等事業により、800万円特別控除適用

- $2,000\text{万円} - (1,000\text{万円} + 100\text{万円}) - 800\text{万円} = 100\text{万円}$
- 100万円に税率20%を乗じた、 $\textcircled{20\text{万円}}$ が税額。

納税額の差は、歴然

～ 農林課林務係からのお知らせ ～

アライグマを見かけたら・・・

町では、北海道猟友会帯広支部幕別部会のご協力をいただき、有害鳥獣の駆除を実施しておりますが、特に近年、アライグマの捕獲件数が飛躍的に上昇しております。

町内で、平成23年に初めてアライグマが捕獲されましたが、令和2年度33頭、令和3年度36頭、令和4年度93頭、令和5年度207頭、令和6年度259頭と直近5年間で約8倍と顕著に増加しております。

また、アライグマは繁殖力（一度に4頭程度出産）が非常に高く、それに伴い農作業への被害拡大が懸念されるところです。

アライグマの目撃や、アライグマの足跡を発見した際は、下記担当係まで情報提供をお願いいたします。

【幕別地区】

農林課林務係 0155-54-6605

【忠類地区】

経済建設課産業振興係 01558-8-2111

【参考】アライグマとタヌキの見分け方

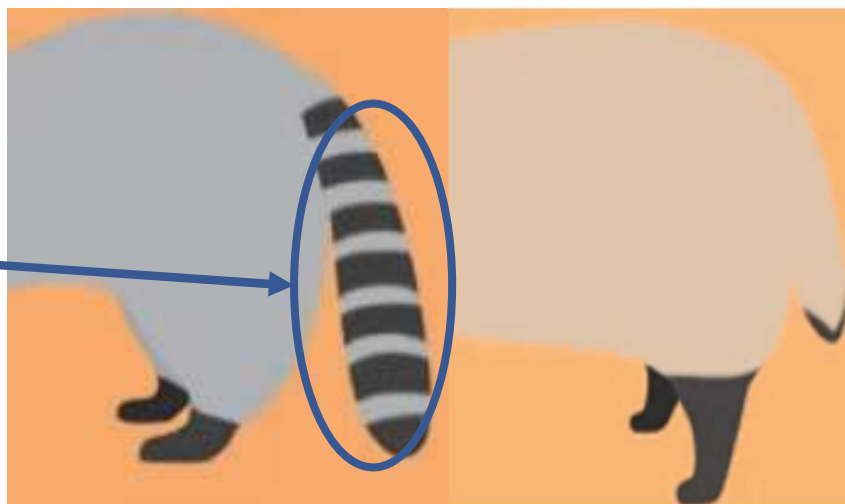
◆尾

①アライグマは、

縞模様あり

②タヌキは、

縞模様なし



◆足跡

①アライグマは、**指5本**

②タヌキは、指4本



～ 幕別町農業振興公社からのお知らせ ～

幕別町農業振興公社では、農業後継者の配偶者対策としてアドバイザーを配置し、個別相談・紹介を実施しております。

また、クラブアップル(事務局:幕別町農業振興公社)では、配偶者対策に係る各種交流会等を企画・開催しております。

配偶者対策やこれまでの取組み等に興味がある方は、下記連絡先にお問い合わせいただくか、記載のホームページをご覧ください。

農業後継者の直近10年の成婚実績

年	件数	年	件数		件数
H27	10	R02	6	合計	55
H28	8	R03	3		
H29	7	R04	4		
H30	4	R05	3		
R01	7	R06	3		



農業後継者の配偶者対策のお問合せは、幕別町農業振興公社まで

電話番号 0155-57-2711

ホームページ <https://www.makubetsu-nsk.com/index.html>

ご存知？ おびしんキューピット

幕別町は、帯広信用金庫と令和5年10月に「出会いの場創出事業の連携に関する協定」を締結し、パートナーとの出会いや結婚についてサポート・支援を受けております。

(取組名：結婚相談所 おびしんキューピット)

幕別町農業振興公社は、これらの取組みと連携を図りながら、グリーンパートナー対策事業の充実を図り、配偶者対策を進めます。

なお、「おびしんキューピット」の事業利用には、仮申込が必要です。

詳しくは、帯広信用金庫HPをご覧ください。



QRコードからの閲覧は、こちら



農 業 者 年 金 の コ ー ナ ー

幕別町に関する４ＪＡ、幕別町農業者年金協議会、幕別町農業委員会の合同で、「農業者年金相談会」を開催します。

農業者年金の受給・手続きなど、北海道農業会議から講師を招き、講演会と個別相談会を開催いたします。

年金受給に関し質問等のある方、年金未加入で加入等に興味のある方など、どなたでもご参加ください。

○日時 令和７年12月12日（金）13時30分～（予定）

○場所 幕別町役場２階会議室

○申込 幕別町農業委員会事務局 0155-54-6625

全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購読の申込みを受け付けています。

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 700円/月（送料、税込）

◆発 行 全国農業会議所



農業者年金の内容やご相談は、最寄りのＪＡ、幕別町農業委員会又は農業者年金基金（電話03-3502-3199（相談員））にお問い合わせください。

幕別町農業委員会事務局 TEL 0155-54-6625 ・ FAX 0155-54-5564

忠類支局 TEL 01558-8-2111

ホームページ <https://www.town.makubetsu.lg.jp/> ⇒ 「農業委員会」

・	・	・	・	・	・	◇
委	委	委	委	委	副	広
員	員	員	員	員	委員	報
					長	委
遠	小	小	山	佐	黒	中
藤	林	野	口	藤	田	村
貴	信	寺	和	敏	龍	政
之	也	也	裕	博	司	昭

農地法に基づく各種許可申請の締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は、直後の開庁日）です。各書類を準備の上、農業委員会事務局に提出してください。

QRコードからの閲覧は、こちら

